

キプロスの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

キプロス共和国（ギリシャ語では「Κυπριακή Δημοκρατία」（キプリアキ・ディモクラティア）。英語では「Republic of Cyprus」）は、地中海東部の島国である。トルコの南方、シリア及びレバノンの西方に位置しており、アジア又は中東といってもいい地域にあるが、EU加盟国であることから、「欧州」に含められることも多い。

地中海の要衝であったキプロスは、紀元前から、エジプト、ギリシャ、ローマ帝国の支配を受け、1571年にはオスマン帝国領となった。1878年に英国がトルコから統治権を獲得し、1914年に英国が併合した。1960年に英国からの独立を果たし、「キプロス共和国」が成立した。しかし、その後、ギリシャ系国民によるギリシャとの併合を求める動きが活発化し、ギリシャ系国民とトルコ系国民との衝突が激化した。ギリシャ及びトルコが介入して内戦状態となったため、1964年、国連キプロス平和維持軍が駐留を開始した。1974年、ギリシャとの併合を求める勢力が、ギリシャの軍事政権の支援を受けてクーデターを起こしたのに対し、トルコが、トルコ系国民の保護を理由に軍事侵攻し、キプロス北部地域を支配した。以来、現在まで、トルコ系国民が9割を占める北部地域と、ギリシャ系国民が8割を占める南部地域に分断されている状態が続いている。北部地域で独立を宣言した「北キプロス＝トルコ共和国」は、トルコを除いて、国際的承認は得られていない²。キプロスのEU加盟を目前に控えた2004年4月には、アナン国連事務総長のキプロス再統合案が国民投票にかけられたが、トルコ系国民に有利な内容であったことから、北部地域では賛成多数であったものの、南部地域では反対多数により否決された。その結果、南部地域の「キプロス共和国」（以下「キプロス」という）だけが、EUに加盟した（但し、北部地域についてはキプロスの実効支配が及んでいないため、北部地域へのEU法体系の適用は延期されている）³。

キプロスの主要産業は、観光業と金融業である。かつては低税率のタックスヘイブンとして知られ、法人税率が4.25%であったが、EU加盟にあたり10%に引き上げ、現在でもユーロ圏内で最も低い12.5%となっている。キプロスは45か国以上の国と租税条約を締結し

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² キプロスとトルコは、北キプロスの帰属問題をめぐり対立関係にある。これがトルコのEU加盟の大きな障害となっている。

³ 本稿におけるキプロスの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2016年版』（二宮書店、2016年）188頁等を参照した。

ていること、英語が通じ英国の弁護士・会計士が多いこと等から、EU加盟後のキプロスには多数の持株会社・投資会社が設立された。キプロスはとくにロシアとのビジネス上の関係が強く、キプロスは、欧米企業がロシアに投資する際の拠点となり、また、ロシア企業がEUに投資する際の拠点ともなった。しかし、キプロスの金融・財政は、ギリシャ債務危機の影響により深刻な影響を受けた。キプロス政府は2012年にEU及びIMFに支援を要請し、2013年にキプロスへの支援が決定された。キプロス政府は、支援を受けるにあたり、銀行預金への課税及び銀行の臨時休業という強硬策を打ち出したが、キプロス代議院の反対により否決された。また、キプロス政府の上記政策に反発するロシア企業等がキプロスに有していた資金を他の国・地域に移転するという動きもみられた。しかし、最近では、英国のEU離脱問題をきっかけに、EU外の外国企業の投資をキプロスに呼び込もうという動きがある⁴。

キプロスは2004年5月にEUに加盟し、2008年1月からユーロを導入している。また、英連邦（Commonwealth）、欧州評議会、IMF、国連、WTO等にも加盟している。

キプロスは、1878年から1960年の独立まで英国の支配を受けていたため、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。とくにコモン・ローの内容を成文化した「Chapters」が多数存在していた。独立後も、従前の法制度の大部分は残され、それは今日まで続いている。また、独立後、とくに行政法の分野では、ギリシャ法を通じて大陸法（とくにフランス行政法）の影響を受けた。さらに、2004年のEU加盟に伴い、EU法に合わせるべく、憲法が改正された⁵。

II 憲法

キプロス憲法は、1960年に制定され、その後9回にわたり改正されている。全199条からなるキプロス憲法の体系は、表1のとおりである⁶。

表1：キプロス憲法の体系（2013年10月現在）

第1編 総則		第1条～第5条
第2編 基本的権利及び自由		第6条～第35条
第3編 共和国大統領、共		第36条～第60条

⁴ <http://www.eurofast.eu/global/newsm/1123-brexit-continue-doing-business-as-you-did-before>

⁵ キプロス最高裁判所のウェブページ「LEGAL SYSTEM」。
http://www.supremecourt.gov.cy/judicial/sc.nsf/DMLLegSystem_en/DMLLegSystem_en?OpenDocument

⁶ キプロス憲法（2013年10月現在）の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。
https://www.constituteproject.org/constitution/Cyprus_2013.pdf?lang=en

和国副大統領及び閣議		
第4編 代議院		第61条～第85条
第5編 共同体評議会		第86条～第111条
第6編 共和国の独立官	第1章 共和国司法長官及び共和国司法副長官	第112条～第114条
	第2章 会計検査長官及び会計検査副長官	第115条～第117条
	第3章 共和国発行銀行の総裁及び副総裁	第118条～第121条
第7編 公共サービス	第1章 総則	第122条～第125条
	第2章 会計長官及び会計副長官	第126条～第128条
第8編 共和国の軍・警察		第129条～第132条
第9編 最高憲法裁判所		第133条～第151条
第10編 高等裁判所及び下級裁判所		第152条～第164条
第11編 財政規定		第165条～第168条
第12編 雑則		第169条～第178条
第13編 最終規定		第179条～第186条
経過規定		第187条～第199条

キプロス憲法の最大の特徴は、ギリシャ系共同体とトルコ系共同体を分け、少数派であるトルコ系共同体の権限を保障すること（例えば、大統領はギリシャ系共同体から、副大統領はトルコ系共同体から選出される等）により、両者のバランスをとって国家の安定を図ろうとしていることにあるといえよう。ここにいう「ギリシャ系共同体」は、ギリシャ人の出自を持ち、ギリシャ語を母語とし、ギリシャの文化・伝統を有し又はギリシャ正教会の教徒である共和国国民からなる（2条1項）。また、「トルコ系共同体」は、トルコ人の出自を持ち、トルコ語を母語とし、トルコの文化伝統を有し又はイスラム教徒である共和国国民からなる（2条2項）。ギリシャ系共同体とトルコ系共同体のバランスをとろうという姿勢は、キプロス憲法の随所に一貫してみられる特徴であり、例えば、以下のような規定もある。公用語は、ギリシャ語及びトルコ語である（3条1項）⁷。ギリシャ系共同体とトルコ系共同体のそれぞれにおいて、それぞれの祝日を祝うこととされている（5条）。公務員総数の70%はギリシャ系から、30%はトルコ系から任命される（123条1項）。軍隊の隊員総数は2,000名であるが、隊員総数の60%はギリシャ系から、40%はトルコ系から任命される（129条

⁷ キプロスでは、実際には、英語もよく使用されている。

1 項)。警察官総数の 70%はギリシャ系から、30%はトルコ系から任命される(130 条 1 項)。

しかしながら、1960 年当時に憲法が意図していた上記のような権力分有の試みは、1963 年には早くも崩壊し⁸、以降、憲法に規定された内容と実際の運用は、大きく乖離してしまっている。

1 統治機構

(1) 大統領、副大統領及び閣僚

キプロスの大統領は国家元首であり、副大統領は大統領に次ぐ立場にある(36 条 1 項)。大統領及び副大統領の選挙は、同日であるが別々に行われる(39 条 1 項)。大統領及び副大統領の任期は、5 年である(43 条 1 項)。

憲法 1 条によると、大統領はギリシャ系から、副大統領はトルコ系から、それぞれの共同体により選出されることとされている。憲法 46 条によると、行政権は大統領と副大統領が行使し(1 項)、大統領が指名したギリシャ系閣僚 7 名と、副大統領が指名したトルコ系閣僚 3 名からなる内閣を組織し(2 項)、外務、防衛、財務の閣僚のいずれかは、トルコ系から任命されることとされている(3 項)。しかし、1964 年以降、これらの規定は形骸化している。

大統領及び副大統領が共同で行使する行政権には、①閣僚の任命(47 条 c)、②閣議決定の公布(47 条 d)、③代議院により採択された法律の公布(47 条 e)、④最高憲法裁判所の決定の公布(47 条 k)等がある。

大統領が単独で行使する行政権には、①ギリシャ系閣僚の任命及び罷免(48 条 a)、②閣議の召集(48 条 b)、③外交、防衛に関する閣議決定に対する拒否(48 条 d)、④閣議決定に対する差戻し(48 条 e)、⑤外交、防衛に関する代議院の法律案又は決議に対する拒否(48 条 f)、⑥予算に関する代議院の法律案又は決議に対する差戻し(48 条 f)等がある。

副大統領が単独で行使する行政権には、①トルコ系閣僚の任命及び罷免(49 条 a)、②大統領に閣議の召集を要求すること及び閣議の全ての会議に拒否権無しで出席すること(49 条 b)、③外交、防衛に関する閣議決定に対する拒否(49 条 d)、④閣議決定に対する差戻し(49 条 e)、⑤外交、防衛に関する代議院の法律案又は決議に対する拒否(49 条 f)、⑥予算に関する代議院の法律案又は決議に対する差戻し(49 条 f)等がある。

以上のことからすると、キプロス憲法においては、大統領の方が副大統領よりも若干大きな権限を有するものの、大統領と副大統領の権限にそれほど大きな違いは無いといえよう。

(2) 代議院

立法権は、憲法の明文規定により共同体評議会に留保されているものを除き、一院制の代議院に帰属する(61 条)。憲法 62 条によると、議員総数は 50 名であるが、代議院の特別多

⁸ 三竹直哉著「多極共存型権力分有 ―古典的多極共存論を超えて」(『駒澤法学 第 12 巻 第 1 号』(駒澤大学法学部、2012 年) 所収) 30~33 頁。

数決議により、その数を変更することができることとされている（1項）。実際、1985年に、議員総数を80名とする決議が採択された。また、同条によると、議員総数の70%はギリシャ系から、30%はトルコ系から、それぞれの共同体により選出されることとされ、当該比率は、実際の人口統計とは関係ないものとされた（2項）。同条の規定によると、ギリシャ系議員は56名、トルコ系議員は24名が選出されるはずである。しかし、実際には、1963年以来、トルコ系議員は選出されていない。さらに、憲法72条によると、代議院議長はギリシャ系から、副議長はトルコ系から、それぞれの共同体により選出されることとされている（1項）。ちなみに、1996年から、代議院議員選挙には、単純比例代表制が採られている。議員の任期は5年である（65条1項）。

代議院は、その絶対多数決議をもって自ら解散することができるが、トルコ系議員の3分の1以上の賛成があることが必要とされている（67条1項）。

代議院の定足数は、議員総数の3分の1である（77条1項）。憲法78条によると、代議院による立法及び決議は、単純多数決議によるのを原則とするが（1項）、選挙法の改正や、地方自治に関する法律及び義務・税を課する法律の採択には、ギリシャ系議員の単純多数決議及びトルコ系議員の単純多数決議の両方が必要とされている（2項）。

（3）共同体評議会

ギリシャ系共同体とトルコ系共同体は、それぞれの共同体評議員を選出する（86条）。共同体評議員の任期は5年である（96条1項）。

共同体評議会は、①宗教に関する事項、②教育及び文化に関する事項、③純粋に地域的な性質の利益等に関する事項等についての立法権を有する（87条1項）。

共同体評議会は、その絶対多数決議をもって自ら解散することができる（98条1項）。

（4）裁判所

憲法133条によると、最高憲法裁判所は、ギリシャ系の裁判官、トルコ系の裁判官及び1名の中立的裁判官から構成され、中立的裁判官が最高憲法裁判所長官となるものとされている（1.1項）。最高憲法裁判所の長官及び他の裁判官は、大統領及び副大統領により共同で任命される（1.2項）。中立的裁判官は、キプロス、ギリシャ、トルコ、英国及びその植民地の国民であってはならない（3項）。ギリシャ系の裁判官及びトルコ系の裁判官は、キプロス国民でなければならない（4項）。中立的裁判官の任期は、6年である（6.1項）。ギリシャ系の裁判官及びトルコ系の裁判官の定年は、68歳である（7.1項）。

しかし、キプロスの司法実務は、1963年の憲法危機及び1974年のトルコ軍侵攻により、憲法に規定された内容から大きく逸脱してしまっている。憲法上は、前述したとおり、最高憲法裁判所と高等裁判所が存在することになっているが、実際には、両者は1964年に併合され、最高裁判所が設立されている。最高裁判所は、最高憲法裁判所と高等裁判所の両方の機能を担うものとなっており、法律等の憲法適合性に関する審理を行うとともに、第二審と

しての審理も行う（キプロスは二審制を採用している）。現在の最高裁判所の裁判官数は、13名となっている。最高裁判所の裁判官は、事前に最高裁判所の推薦を得た上で、大統領が任命する。最高裁判所の裁判官の候補者となるためには、12年以上の弁護士としての実務経験があり、且つ高い倫理性を有する者でなければならない⁹。

また、地方裁判所裁判官、地方裁判所上級裁判官及び地方裁判所長官は、最高司法評議会（最高裁判所の裁判官により構成される組織）により任命される。地方裁判所裁判官の候補者となるためには、6年以上の弁護士としての実務経験があり、且つ高い倫理性を有する者でなければならない。地方裁判所上級裁判官及び地方裁判所長官の候補者となるためには、10年以上の弁護士としての実務経験があり、且つ高い倫理性を有する者でなければならない¹⁰。

キプロスでは、通常の民事訴訟事件及び刑事訴訟事件を管轄する地方裁判所のほかに、アサイズ（Assize）裁判所（刑事訴訟事件を管轄する）、家庭裁判所（家事事件を管轄する）、産業紛争審判所（雇用紛争事件を管轄する）、家賃統制審判所（不動産の回復及び賃貸借に関する事件を管轄する）及び軍事裁判所が存在する¹¹。そして、2015年には、憲法146条が改正され、行政裁判所が設立された。行政裁判所は、行政機関の決定、行為等に対する事件について専属的に管轄する¹²。

2 人権

人権については、憲法の「第2編 基本的権利及び自由」に主に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、キプロス憲法においても同様に保障されているといえるが、キプロス憲法においては、国外追放の禁止（14条）や契約自由の原則（26条1項）も明文で規定されている。

また、「第2編 基本的権利及び自由」においても、やはり、ギリシャ系共同体とトルコ系共同体に関する規定がいくつか置かれている。例えば、①ギリシャ系共同体とトルコ系共同体やそれぞれに属する個人を差別してはならないこと（6条）、②初等教育は、ギリシャ系とトルコ系のそれぞれの共同体評議会により行われること（20条2項）等が規定されている。

⁹ キプロス最高裁判所のウェブページ「FAQ」。

http://www.supremecourt.gov.cy/judicial/sc.nsf/DMLfaq_en/DMLfaq_en?OpenDocument

¹⁰ キプロス最高裁判所のウェブページ「FAQ」。

http://www.supremecourt.gov.cy/judicial/sc.nsf/DMLfaq_en/DMLfaq_en?OpenDocument

¹¹ キプロス最高裁判所のウェブページ「Court Structure」。

http://www.supremecourt.gov.cy/judicial/sc.nsf/DMLchart_en/DMLchart_en?OpenDocument

¹²

http://www.multilaw.com/Multilaw/Multilaw_News/Jurisdiction_News/Cyprus_Law_Updates.aspx

3 法令及び判決例

キプロスにおける法源には、EU法、憲法、条約、法律、規則、判例等がある。

キプロスは、2004年にEUに加盟した。EU法は、キプロス憲法に優越する。EUにより採択された規則は、キプロスに直接適用され、国内法令に優越する。EUの指令がキプロスで法的効力を生じるためには、キプロスで国内法化される必要がある。

成文化された法律及び規則も、法源となる。1960年のキプロス独立までにキプロスで適用されていた英国の法律も、原則として（即ち、その後のキプロスの法律で変更・廃止された等の事情が無い限り）、法源となる。

また、成文化された法律及び規則が無い場合、コモン・ロー及びエクイティも法源となる。英国と同じく、先例拘束性の原理が認められており、最高裁判所による判決に含まれた「レイシオ・デシデンドイ」(ratio decidendi)は、下級裁判所を拘束する。

III 民法

キプロスの司法裁判所法によると、民事事件及び刑事事件に適用される法源としては、①憲法、②個別の法律、③コモン・ロー及び司法原則、④トルコの宗教法(Evkaf)、⑤英国の制定法がある。また、前述したとおり、EU法及び国際条約もある¹³。

キプロスは、1878年から1960年の独立まで英国の支配を受けてきたため、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。とくにコモン・ローの内容を成文化した「Chapter」が多数存在していた。民法の分野では、例えば、契約法¹⁴、遺言・相続法、不動産法等の「Chapter」がある¹⁵。1957年に施行された契約法¹⁶は、1872年インド契約法を基本とするものである¹⁷。独立後も、従来の法制度の大部分は残され、それは今日まで続いている。また、キプロスは、1570年から1878年までオスマン帝国の支配下にあったため、とくに財産法の分野ではオスマン法の原理が取り入れられた部分があり、オスマン法と英国法の混合法となっている部分もある。

IV 会社法

¹³ <http://www.lawyers-cyprus.com/civil-law-in-cyprus>

¹⁴ 契約法（1959年版）の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://cypruslaw.narod.ru/CAP149CY.htm>

¹⁵ <http://www.lawyers-cyprus.com/civil-law-in-cyprus>

¹⁶ 契約法の内容の概要については、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.cypruslawdigest.com/topics/basic-aspects-of-cypriot-law/item/137-contract-law>

¹⁷ <http://www.cypruslawdigest.com/topics/judicial-system/item/133-civil-law-and-procedures>

キプロスの会社法は、1948年英国会社法を基本とし、EU法に適合させるための改正がなされたものである¹⁸。

キプロスに投資しようとする外国企業は、キプロスに子会社たる現地法人を設立するか、パートナーシップを組成するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するキプロス法人である。これに対し、パートナーシップ及び外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

キプロスに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態は、有限責任会社 (limited liability company) である。これには、株式会社 (company limited by shares) と、保証有限責任会社 (company limited by guarantee) の区別がある。株式会社とは、株主の責任が、引き受けた株式の価額に限定される会社である。保証有限責任会社とは、会社が解散されるときに社員が行うべき清算出資の額が、引き受けた金額に限定される会社である。また、非公開会社 (private company) と公開会社 (public company) の区別もある。非公開会社の場合は、持分譲渡が制限され、第三者に対する新株発行や社債の募集は行うことができず、株主は1名以上50名以下でなければならず、無記名株式を発行してはならない。これに対し、公開会社の場合は、目論見書を発行して第三者に対する新株発行や社債の募集を行うことができ、株主は7名以上で上限は無く、取締役は2名以上でなければならない¹⁹。公開会社の最低資本金額は25,630ユーロであるが、非公開会社には最低資本金額の制限は無い。

V 民事訴訟法

前述したとおり、キプロスは、1878年から1960年の独立まで英国の支配を受けていたため、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。とくにコモン・ローの内容を成文化した「Chapter」が多数存在し、民事訴訟法も施行されている²⁰。独立後も、従来の法制度の大部分は残され、それは今日まで続いている。独立後は、英国の判例法には法的拘束力は無いが、キプロスの裁判所は、キプロスに適合的である限りにおいて、英国の判例法に従っている。よって、キプロスの民事訴訟手続は、英国の民事訴訟手続と非常に類似したものとなっている。

キプロスの民事訴訟手続の基本的な流れは、①送達、②訴答、③中間手続（ディスカバリー、主張詳述等）、④事実審理、⑤判決、⑥上訴、⑦執行である。

民事訴訟の第一審事件を管轄するのは、地方裁判所である。地方裁判所では、1名の裁判

¹⁸ <http://www.cypruslawdigest.com/topics/judicial-system/item/133-civil-law-and-procedures>

¹⁹ 「Doing business in Cyprus 2014」(MOORE STEPHENS、2014年)3頁。
http://www.moorestephens.com/MediaLibsAndFiles/media/MooreStephens/Documents/Doing-business-in-Cyprus-2014_1.pdf?ext=.pdf

²⁰ <http://www.lawyers-cyprus.com/civil-law-in-cyprus>

官が審理を担当する。なお、キプロスの民事訴訟では、陪審制は採用されていない。

キプロスの証拠法は、20世紀初頭の英国の証拠原則を基本とするものであったが、キプロス代議院で長年にわたり議論された結果、厳格な伝聞法則は条件付きで廃止された²¹。

当事者がギリシャ系国民である場合、司法手続及び判決はギリシャ語が使用される。当事者がトルコ系国民である場合、司法手続及び判決はトルコ語が使用される(憲法3条4項)。

VI 刑事法

キプロスの司法裁判所法によると、民事事件及び刑事事件に適用される法源としては、①憲法、②個別の法律、③コモン・ロー及び司法原則、④トルコの宗教法 (Evkaf)、⑤英国の制定法がある。また、前述したとおり、EU法及び国際条約もある²²。

前述したとおり、キプロスは、1878年から1960年の独立まで英国の支配を受けていたため、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。とくにコモン・ローの内容を成文化した「Chapter」が多数存在していた。刑事法の分野では、刑法、刑事訴訟法の「Chapter」がある²³。独立後も、従来の法制度の大部分は残され、それは今日まで続いている。独立後は、英国の判例法には法的拘束力は無いが、キプロスの裁判所は、キプロスに適合的である限りにおいて、英国の判例法に従っている。

刑事訴訟の第一審事件を管轄するのは、地方裁判所及びアサイズ(Assize)裁判所である。地方裁判所が刑事訴訟の第一審事件を管轄する場合、1名の裁判官が審理を担当する。地方裁判所では、5年以下の拘禁刑の事件しか審理できない。他方、アサイズ裁判所が刑事訴訟の第一審事件を管轄する場合、3名の裁判官が審理を担当し、うち1名は地方裁判所長官でなければならない。アサイズ裁判所は、軽罪から殺人等の重罪まであらゆる事件を審理することができるが、前述したように地方裁判所が5年以下の拘禁刑の事件しか審理できないことから、アサイズ裁判所にはより重大な事件が持ち込まれる。なお、キプロスの刑事訴訟では、陪審制は採用されていない。

当事者がギリシャ系国民である場合、司法手続及び判決はギリシャ語が使用される。当事者がトルコ系国民である場合、司法手続及び判決はトルコ語が使用される(憲法3条4項)。

VII 参考資料

以上、キプロス法の概要を簡単に紹介してきたが、キプロス法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は非常に少ない。

²¹ <http://www.cypruslawdigest.com/topics/judicial-system/item/133-civil-law-and-procedures>

²² <http://www.lawyers-cyprus.com/civil-law-in-cyprus>

²³ <http://www.cypruslawdigest.com/topics/judicial-system/item/133-civil-law-and-procedures>

しかし、英語による情報源及び文献・論文等については、キプロスが英国の植民地であったためか、比較的多いように思われる。

キプロス法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

今後、キプロス法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.8』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第47回 キプロス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。